

令和7年度第5回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和7年7月8日（火）13：30～14：24
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 福本教育長
正司委員 今井委員 山下委員 本田委員 吉井委員
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（福本教育長）

それでは、教育委員会会議を始めます。

本日は、議案5件、協議事項2件、報告事項1件です。まず、非公開事項についてお諮りいたします。議題のうち、協議事項11については、教育委員会会議規則第10条第1項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものとして非公開としたいと思いますが、御賛同いただけますでしょうか。

（賛同）

（福本教育長）

ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

教第11号議案 神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について

（福本教育長）

教第11号議案、神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

（都築学びの推進課長）

改正理由としましては、市内全域において原則として園区を教育・保育提供区域に改めるに当たり、規則を改正する必要があるからでございます。

1ページの下段に園区の改正表をつけております。

10ページの別添1でございますが、こちらは令和7年5月8日の教育委員会会議に出させていただきますのでございます。

12ページの別添2を御覧ください。規則改正に先立ちまして、意見募集を5月12日から6月10日まで行いました。提出された意見としましては、53通、86件ございました。意見としましては、1. 園区の見直しについて、2. 改正の施行時期等について、3. 通園手段について、4. きょうだい児の入園について、といった内容でございました。また、7. 改正内容以外の意見としては、3年保育の実施や、各区の一つは市立幼稚園が必要ではないかといった御意見がございました。これに関しましては、令和6年9月に今後の幼児教育・保育における市立幼稚園の方針を定めておりますので、そちらに基づき、教育委員会の考え方を記載させていただいております。

(福本教育長)

本件について御質問等ございますか。

(今井委員)

市民の方からの御意見をまとめていただいている箇所、1. の2で「規則改正の内容が分かりにくい、説明が不足しているのではないか。」という記載がありますが、もう少し具体的に、どういう点が分かりにくいという御指摘があったのか、あるいはなかったのか教えていただきたいです。また、7. 改正内容以外の意見は55件ということでまとめていただいておりますが、特に多かった御意見があるようでしたら教えていただければと思います。

(都築学びの推進課長)

一つ目の御質問ですが、我々としてはできるだけ分かりやすい言葉を使っていますが、専門用語が分かりにくいというご指摘と、ホームページで見つけにくかったという御指摘をいただいております。改正後はまたホームページに載せることとなりますので、その点に注意して分かりやすい広報に努めて参りたいと思います。

改正内容以外の意見でございますが、やはり多かったのは3年保育をやってほしいということでございます。今回、灘区、北区、垂水区で3年保育を実施させていただきましたが、市民の方からは残りの園でも3年保育をやってもらえないかという御意見を頂戴しております。

(福本教育長)

ほかに御意見等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようでしたら採決を行います。教第11号議案を承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第12号議案 令和8年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部の教科用図書の採択について

(福本教育長)

教第12号議案、令和8年度使用神戸市立小・中学校・義務教育学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部の教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いします。

(吉田特別支援教育推進担当課長)

4月15日の教育委員会会議で採択されました、令和8年度使用教科用図書の採択要領に則り、採択を行います。

資料5ページを御覧ください。学校教育法第34条第1項及び学校教育法附則第9条により、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校小・中学部教科用図書は、(1)①検定教科書、②、③の文部科学省著作教科書、(2)学校教育法附則第9条の規定による一般図書の3種類の中から子供の実態に合わせて選定することとなります。

初めに(1)検定教科書又は文部科学省著作教科書について説明いたします。①検定教科書は、通常の学級に在籍する子供が使用する教科書のことです。文部科学省著作教科書は、②特別支援学校小・中学部知的障害者用と③視覚障害者用〔点字版〕の2種類がごございます。②につきましては、特別支援学校で使用している教科書を広く市民に知っていただくため、教科書展示会を開催いたしました。教科書展示会の会場及び開催期間につきましては、6ページのとおりとなっております。教科書展示会では市民から意見を募り、今後の採択の参考にしております。なお、現時点で市民からの御意見はございませんでした。

続きまして、(2)一般図書について説明いたします。学校教育法附則第9条の規定では、特別支援学校並びに特別支援学級においては、検定教科書や著作教科書以外の教育用図書を使用できると示されており、これらを一般図書と言います。一般図書として使用できる図書については、文部科学省が一般図書一覧を作成しておりましたが、一般図書の採択は子供の実情に合わせて行われるべきという観点等から、令和4年度より一般図書一覧の作成が行われない通知がありました。そこで、神戸市では教育委員会会議で採択いただきました一般図書を一覧にして取りまとめて、神戸市一般図書一覧を作成しております。毎年、新規一般図書を加えまして、供給不要となりました図書を除き、更新しております。今年度におきましても、新規一般図書の採択に向け、文部科学省が発行する、全国の特別

支援学校で使用予定として挙げられた図書約3,000冊をまとめた一般図書契約一覧予定の中から、神戸市一般図書一覧に加えたい図書の希望調査を小・中特別支援学級及び特別支援学校小・中学部に実施いたしました。そこで挙げられた希望図書の調査研究を令和8年度使用教科用図書の採択要領の流れに則って行いました。

7ページに、調査委員会の調査研究日程及び調査研究の観点を記載させていただいております。調査研究につきましては、7ページの2.のとおり、①内容（ア）から（ウ）及び②形式の合計四つの観点で行っております。

それではここから、図書の調査研究内容及び6月17日に実施されました評価委員会でのいただいた御意見について報告させていただきます。

（武藤指導主事）

このたびの調査委員会では、希望調査で上がってきた65冊のうち、神戸市一般図書一覧に既に掲載されているもの、人権的に不適切な表現が含まれているもの、明らかに計算ドリル等のドリル教材だと判断されたもの等について調査研究対象から除外することを確認しました。その結果、14冊を調査研究対象とすることを決定しました。

調査研究対象とした14冊の図書は、7ページの3.（1）調査研究対象図書一覧に記載のとおりです。

調査研究結果を8～24ページに取りまとめております。また、評価委員会でのいただいた御意見は25～28ページにまとめております。

本日はその14冊の中から、評価委員会で特に意見が多かった3冊について、調査研究の内容と評価委員会でのいただいた御意見を御報告させていただきます。なお、調査研究対象図書一覧の14冊のうち、8～14冊目につきましては、これまでに採択しているシリーズものになります。8、9の学研の「やさしくまるごと」につきましては、これまでに小学社会改訂版、小学算数改訂版、小学理科改訂版を採択しております。10、11の旺文社の「とってもやさしい」につきましては、これまでに中学地理改訂版、中学歴史改訂版、中学公民改訂版、中1数学改訂版、中1英語改訂版を採択しております。12～14の学研の「ひとつひとつわかりやすく」につきましては、これまでに中学歴史、中学公民、中1理科、中1英語を採択しております。系統的な学習指導の観点から、必要な図書と考えられます。評価委員会では、系統立てて採択していくこと、また学年にとらわれるのではなく、子供の実態に合わせて選定していく必要があるとの御意見をいただいております。

それでは3冊の報告をさせていただきます。10ページをお開きください。

1冊目は、学研より出版されております「はじめての都道府県のドリル」です。都道府県の特色を5、7、5のリズムにまとめているため、記憶に残りやすく、イラストも豊富で、形を描いたり、色を塗ったり、クロスワードを解いたり、都道府県に興味を持たせる工夫が随所に見られます。地方ごとの色分けにより構成も分かりやすく、地域ごとに学習することが可能です。社会科における地理の学習は身近な地域から始まり、神戸市、兵

庫県へと範囲が広がっていきます。そのため、学習対象としては、特別支援学級では高学年以上、特別支援学校では中学部以上の子供が適していると考えられます。例えば兵庫県から学び始め、近隣の大阪や京都等近畿地方の他府県へ展開する授業も想定されます。評価委員会では、右上に線つなぎや色塗り、右下には5、7、5のまとめがあるなど、全ページに共通した構成が見られ、ユニバーサルデザインの観点からも優れた教材であると評価をいただいております。

続きまして、12ページをお開きください。2冊目は同じく学研より出版されております、「学研の頭脳開発（新装版）5～6歳楽しみながら脳を活性化させるおんどくれんしゅうちょう」です。音読とは文字を目で見て、声に出し、更にその音を耳で聞くという、多感覚を活用した学習活動です。視覚、聴覚を刺激することにより、脳を活性化させ、語彙や知識を増やし、表現力や記憶力の向上にもつながる内容となっています。評価委員会では、言葉への興味関心が高い子供の音読への関心を高め、最後まで声に出して読めたという達成感につながるとの御意見がありました。また、文字への関心が高い子供にとって、日本語への興味を深めるきっかけとなり、次の学びへとつながる可能性もあると御意見をいただいております。一方で、こうした教材を使用する際には、その目的を明確にした上で活用する必要があるとの御意見もございました。文部科学省著作の星印本も選択肢の一つであるため、子供の実態を的確に把握し、個々のニーズに応じた教科書の選定がなされるよう、現場の先生方に丁寧にお伝えしていきたいと考えております。

続いて、14ページをお開きください。3冊目は、「全問ヒントつきでニガテでも解ける中学国語読解」です。当書は1回分が1ページ完結型で、本文はページの上半分、設問は下半分に配置されており、設問数も2～3問と少なく、長時間の集中が難しい子供でも取り組みやすい構成となっています。内容面では、接続詞やキーワードを読み取る問題が繰り返され、文章の要点をつかむ力が自然と育つ工夫がなされています。更に全ての設問にヒントがついており、読解が苦手な子供も達成感を得ながら学習できる内容となっています。評価委員会では、内容がやや高度であるため、当書を活用する意味を十分に検討する必要があるとの御指摘をいただきました。例えば、これまで情緒の安定が難しく、学習の定着に課題があった子供が、中学2年生になって情緒が安定し、将来の高校受験を見据えるようになったケースでは限られた時間で読解力を身につける必要があります。そうした子供にとって、当書は非常に有効な教材になると考えられます。神戸市全体で見れば、このようなケースに該当する子供は少数かもしれませんが、個別最適な学びの観点から、当書は極めて重要な1冊であると助言をいただきました。なお、今回の評価委員会では、特にユニバーサルデザインの視点から多くの示唆をいただいております。それらの御意見を基に、現場の先生方に向けては、教材の提示方法を工夫し、子供たちにとってより学びやすい環境を整えること。また、情報量の多い図書については、何の教科で、どのような力をつけるのかを明確にした上で選択すること。そして、それらの図書をどのように活用すれば、より深い学びができるかを検討する必要があることなどを併せてお伝えしていき

いと考えております。

(福本教育長)

本件について、御質問はございますか。

(山下委員)

いずれも非常に工夫されている書籍で、かつ丁寧に調査研究をしていただいて、御意見も適切にいただいているようで大変安心いたしました。使用する際の留意点について、何冊か外部の委員の皆さんの御意見があったということでしたが、それはどういう形で伝えられていくのか、あるいは学校で実際に活用いただけるのだろうかと思いました。先生方にお伝えするのか、学校にお伝えするのか、学校の中でもお使いになられる先生たちのグループ等にお伝えするのか、具体的な展開について教えていただければと思います。

(吉田特別支援教育推進担当課長)

夏休みに、来年度に向けた教科書採択が学校で行われまして、我々事務局に対して、この子にはこの教科書を使いますという報告があります。その際に、御意見があった一般図書を採択されている場合には、評価委員の先生方からいただいた御意見をしっかり伝えながら、こういうことに留意して御活用くださいという形で学校にはお返しする予定になっております。

(福本教育長)

ほかに御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

御意見がないようでしたら採決を行います。教第12号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第13号議案 令和8年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について

(福本教育長)

教第13号議案、令和8年度使用神戸市立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いします。

(吉田特別支援教育推進担当課長)

神戸市立高等学校と同様に、各校で教科書選定委員会を設置しまして、選定作業を経て、教科用図書が申請されます。

申請内容につきまして、具体的に盲学校の申請書を基に説明いたします。10ページを御覧ください。まず、検定教科書です。1行目の「精選現代の国語」にありますように、検定教科書は教科書番号の欄の数字の前に教科名が表記されております。また発行者名の欄に点字に関する発行者が記載されているものが点字版となります。

次に、一般図書です。教科書番号欄の番号の前に教科名がなく、英数字のみの図書及び番号欄が空白の図書が一般図書に当たります。5ページが一番下の行、「ひとりだちするための国語」等が一般図書に当たります。

それでは一般図書につきまして、1点御説明させていただきます。

(武藤指導主事)

140ページをお開きください。下から2行目の「なぜ僕らは働くのか」について御説明させていただきます。当書は、就職を目指す職業コースの生徒が主に職業科の授業で使用することを想定しております。漫画と、その漫画の内容に関する知識や解説に分かれており、漫画の部分では、将来に希望が持てず、勉強や学校生活に意義を見出せない主人公が、職場体験という学校行事を通して働くということについて考え、働くことは自分で人生をつくることだという前向きな考え方に変わるストーリーとなっております。知識や解説の部分では、多くの問に対してイラストやハイライトを用いながら、分かりやすく解説しています。また、各章の最後には、実際に働いている方の声も記載されており、その仕事に対するイメージを持ちながら考え、学習に取り組めるようになっております。

(福本教育長)

御質問等ございますか。

(今井委員)

先ほどの教第12号議案にも共通しますが、1年間がスタートした後に様々な成長があり、途中で、この子にはこの図書が良かったのではないかと、新たにこういう図書も使ってみたら良いかも、というニーズが出てきたときに、学年の途中で図書を変えるような柔軟な対応は現場で可能ですか。

(武藤指導主事)

年度途中で図書を変えることはいたしておりませんが、子供の実態に合わせて教師側が教材を作成したり、プリントを作成したりして授業を展開している状況でございます。

(今井委員)

見通しを持って、次年度の教科書はこれを利用しようかと決定するとそれで固定される。新たに必要となった場合は、先生方が工夫して独自に作っていただいているというイメージですか。

(武藤指導主事)

はい。特別支援学校は複数で担任をしておりますので、一人の担当教員が決めているわけではありません。その子の実態に合わせて、どの教科書がふさわしいかということを一冊ずつみんなで考えております。

(今井委員)

新入生の教科書は、いつ頃からどのように決定するのでしょうか。保護者の方も一緒に考えることはありますか。

(武藤指導主事)

特別支援学校の場合は、教科書台帳というものを準備しておりますので、小学部1年生から義務教育の間、それから高等部でどのような教科書が採択されたかということ必ず記録するようにしております。他府県から来られる際も、何を使っていたかということを確認させていただいた上で、教科書の採択をさせていただいております。

(福本教育長)

よろしいでしょうか。

ほかに意見がないようでしたら採決を行います。教第13号議案を承認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第14号議案 令和8年度使用神戸市立高等学校の教科用図書の採択について

(福本教育長)

教第14号議案、令和8年度使用神戸市立高等学校の教科用図書の採択について、事務局より説明をお願いします。

(西山中等教育担当課長)

高等学校におきましては、令和4年度に現行の学習指導要領が年次進行でスタートしておりまして、今年度で全日制、定時制、全ての高校、全ての学年において、新しい教育課程で授業が展開されております。

資料1ページから45ページが報告書になります。市立高校の生徒が来年度使用する教科書を学校ごとに掲載しており、教科名や使用学年、選定理由等が記載されております。このうち科学技術高校を除く7校で、一部教科書の変更がございます。報告書に薄いオレンジ色で示したものが変更される教科書になっており、白抜きのところ引き続き使用する教科書になっております。お手元に教科書の見本を御用意しておりますので、適宜御覧いただけたらと思います。

高校で使用する教科書の選定に当たりましては、各学校の校長を委員長といたしまして、教員及び保護者から成る教科書選定委員会が設置され、それぞれの学校の教育課程に即した教科書の選定が行われます。その後、各学校の校長から教育委員会事務局に報告書が提出されます。各学校の選定委員会では、採択に当たっての観点を踏まえまして、複数の検定教科書の比較検討が行われ、それぞれの学校の各教科の授業で使用するための最適な教科書が選定されます。

資料の46ページですが、6月17日から7月5日まで、市内2か所で教科書展示会を実施いたしました。その際に市民の方からいただいた御意見を記載しております。右肩に6月30日現在と記載していますが、本日午前中に確認したところ、御意見の追加はございませんでしたことを確認しております。

最後になりますけれども、今後の採択事務の流れといたしましては、資料の1～45ページの8校の報告書の内容につきまして御承認いただいた後、兵庫県教育委員会事務局へ本報告書の提出と併せまして、各学校で使用する教科書の名前と数量を御報告することになっております。

(福本教育長)

大変多岐にわたりますが、今回色付きで示されている変更になる教科書については、変更の理由があるのでしょうか。

(西山中等教育担当課長)

採択要領でも示されております、知識及び技能の習得のための工夫や、思考力・判断

力・表現力を育成する工夫に加えて、章末課題や実習コラムがより充実していることや、既に習った学習内容とのつながりを意識した構成になっていること、身近な題材や実生活に結びつけた内容が充実していることや、デジタル教材や二次元コードのより効果的な活用が見込まれることが変更の理由として上がってきております。

(福本教育長)

ほかに御意見等ございますか。

(今井委員)

去年か一昨年に拝見したときに、高校の教科書の方が小・中学校の教科書よりも二次元コード等のデジタル教材が少なかったように感じていました。今、拝見すると結構増えてきているように感じましたが、実態的にはどうですか。

(西山中等教育担当課長)

具体的に数を調べたわけではありませんが、それぞれの教科書会社において、デジタル教材や二次元コードを組み込んだ教科書が増えていっていると思います。全日制高校については、既に全学年で学習用パソコンを使った学習を推進しておりますので、そういった点からもデジタル教材が増えていっていると思います。

(福本教育長)

サイズの、国語の教科書は何故小さいのでしょうか。文字が多いと文字の大きさが小さくなるので、生徒は嫌がらないのだろうかと思いました。

(西山中等教育担当課長)

レイアウト等の観点も含めて各学校で選定されています。

(福本教育長)

よろしいでしょうか。

では、意見がないようでしたら採決を行います。教第14号議案を承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

教第15号議案 神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部を改正する規則について

(福本教育長)

教第15号議案、神戸市いじめ問題審議委員会規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

(高橋児童生徒育成担当課長)

任期の改正でございます。改正前は委員の任期は1年となっておりますが、審議委員会ではいじめ対応のための実績プログラムの進捗状況の確認等をしておりまして、年度単位で検証をしていきたいということ、また、各委員が4月になれば異動等で代わられますので、任期を年度単位に変更したいという内容になっております。

(福本教育長)

運用上の観点から改正をしたいということですが、御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

では、採決を行いたいと思います。教第15号議案を承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(福本教育長)

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

協議事項10 いじめ対応に関する事例研修資料の発行について

(福本教育長)

協議事項10、いじめ対応に関する事例研修資料の発行について、事務局より説明をお願いします。

(向井児童育成担当課長)

本市のいじめ認知件数は、積極的にいじめを認知することから非常に増加しており、この点に関しては文部科学省も肯定的に評価をしてくださっております。しかし、いじめ重大事態の件数は増加しておりますので、この点については深刻な課題だと受け止め

ております。そこで、本市のいじめ問題審議委員会において、いじめ重大事態を未然に防ぐことを目的とした事例研修資料を作成いたしました。

目次をご覧ください。事例としては全部で12事例載せてございます。性被害や金銭要求、初期対応が遅れたことによって困難な対応を強いられた事例、部活でのことやSNS絡みのことなど、様々な事案をよりすぐって12事例挙げさせていただきました。これらの事例は、実際に神戸市であった事例を基にしております。どこの学校のどの事案かということが分からないように短くまとめて載せてございます。

3 ページの一つ目の事例を御覧ください。各事例はA 4 の 1 ページにまとめてございます。上の段に事例の内容。真ん中の四角のところに、いじめ問題審議委員会の委員の方々からアドバイスをいただきました。弁護士、臨床心理士、精神科医、大学教授等様々な職種の方々に御覧いただいて作っていただいております。一番下の色付きのトピックのところは教育委員会事務局からになります。この事案ではこういうところも知識として教員に知っておいていただきたいというようなことをトピックスとして載せました。

この12事例を読んでいっただけでも勉強になると思うのですが、事務局としましては各学校でこちらの事例集を使って研修を進めていただきたいと思っており、21ページ以降に研修で使えるようなプリントを添付させていただいております。事例に沿って、自分たちが気になったところにそれぞれがアンダーラインを引き、各グループに分かれて何故そこが気になったのかというようなことの見を出し合ってもらうことを考えております。自分と同じ意見の先生がいる、若い先生とベテラン先生で目の付けどころが違っているなど、様々な気づきがあると思います。ぜひ各学校で研修の資料として使っていただいて、いじめに対する対応力の向上を目指していただきたいと思っております。

(福本教育長)

御質問等ございますか。

実際に起こったものをベースにしているということなので、身近な事案を取り上げた神戸市オリジナルのものになります。

(向井児童育成担当課長)

事例をたくさん知っていただく、知識を身につけていただくことも大切ですが、こちらを使って校内で話をさせていただくことで、実際に起こったときにみんなで情報を共有する大切さを感じていただくことも大事なことだと思っております。

(福本教育長)

いじめは防がなくてははいけないですが、防ぎながらも起こってしまったときに、より複雑化、重大化させないために先生方はどう動いたら良いかという視点ですね。

(吉井委員)

大変よくつくっておられて、感心させていただきました。会社でもよくこういう研修は行いますが、必ず毎年行わないといけないという形になっています。1回だけ行ってこれでお終いということにならないようにしていただきたいです。皆さんに毎年1回は必ず行っていただきたいと思います。単位としては学年の先生方が行う感じでしょうか。学校全体で行うことは負担がかかると思いますので、学年単位でこういう事例の話し合いの場を毎年必ず設けるように、ぜひ教育委員会事務局からも学校に勧めていただきたいと思います。

(向井児童育成担当課長)

この研修資料については、渡し切りにしてしまうのではなく、夏休みの生徒指導の研修でこのように使ってほしいという意図もしっかり説明しながら、各学校園に配付していきたいと考えております。

(今井委員)

これまでの実際の事例を参考にしながら具体的な事例集にさせていただいたことで、学校現場で生かしていただければと思います。

分かりやすくするために、一つひとつの事例がすごく整理されていますが、実際に学校で起きたときは、はじめは本当に抽象的な被害の状況があると思うので、ここまで整理された事例にたどり着くまでに困難が伴うと思います。研修の際には、保護者や子供たちから一報を受けた際の先生の対応、例えば具体的にどのように聞き取るか、どのように共有するかといったことも必ず研修の中で併せて定着させていただければと思います。

(向井児童育成担当課長)

研修の際に様々な意見を出し合う中で、実際にそういった場面のあるときにどのように対応すれば良いか、事案に至るまでに学校としてできたことがあるのではないかといたところにも意識を広げられるよう、研修いただければと考えております。

(正司委員)

神戸教育ポータルから資料が見られるようになっているということですね。すぐに事例集が見つかるような形になっているのでしょうか。

(向井児童育成担当課長)

神戸教育ポータルに掲載させていただきますし、ここに載っているので、ぜひ使ってほしいということを併せて広報して広げていきたいと思っております。

(福本教育長)

次から次へと資料が入るので、こういう良いものができたら、「New」という表示を入れて、わかりやすくできればと思います。

(山下委員)

大変有効そうな研修資料で、私自身も非常に勉強になりました。学校現場で活用いただけるとすごくありがたいと思います。事例やアドバイス等を拝見していると、保護者の方や児童生徒の皆さんの自覚や意識も高めていただく必要があると思いました。先生方が対応する必要がありますが、その段階で保護者の方や児童生徒の皆さんの協力がないと立ち行かない状況もあるということをおもいました。例えば、ここにある事例を保護者の皆さんに知っていただくだけでも大分有益なところがあると思います。公開にはふさわしくない部分もあるので、教職員間での共有に留めざるを得ないのだらうと思いますが。いじめの予防については、保護者の皆さんや児童生徒本人への指導や周知はあったと思いますが、万が一加害側になったときの心構えについても、何らかの形で投げかけていく必要があるのではないかとということも気づかされました。

(福本教育長)

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次の案件に参ります。

報告事項 1 令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会における報告書の提出について

(福本教育長)

報告事項 1、令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会における報告書の提出について、事務局より説明をお願いします。

(高橋児童生徒育成担当課長)

このたび追加調査委員会から報告書の提出がありましたので、御報告させていただくものでございます。事案の概要につきましては、令和元年6月に、中学1年生であった対象生徒が1時間目の終了後の休憩時間に渡り廊下で友人らと追いかけてごっこをしている際に、関係生徒の足に引っかかり、鉄製の手すりに左顔面等をぶつけて障害を負いまして、その後PTSD等を発症した事案になります。その後、令和2年に外部委員を加えた学校内での調査委員会によって調査されましたが、対象生徒保護者からいじめ認定の理由が不明、教育委員会の関わりが不明等の理由によって、再調査の要請がありました。このため、令和5

年6月に第三者委員会を設置して追加調査を行い、このたび報告書を提出いただいたものでございます。報告書の内容を踏まえまして、再発防止に加え、いじめの未然防止、早期対応に努めて参りたいと考えているところでございます。

(福本教育長)

本件につきまして、御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

公開案件は以上となりますが、教育委員の皆様から教育委員会会議に取り上げるべき事項について御意見はございませんでしょうか。

それでは、本日の公開案件を終了いたします。

閉会14時24分